令和８年　第２回松田町議会臨時会　会議録　（第１日目）

令和８年６月２５日　午前９時００分　開議

１．出席議員　１２人

１　番	北　村　和　士	２　番	武　尾　哲　治	３　番	吉　田　　功
４　番	中津川　定　雄	５　番	秋田谷　光　彦	６　番	古　谷　星工人
７　番	平　野　由里子	８　番	田　代　　実	９　番	井　上　栄　一
１０番	南　雲　まさ子	１１番	飯　田　　一	１２番	寺　嶋　　正

２．欠席議員　　なし

３．説明のための出席者　１５人

町　　長	本　山　博　幸	副　町　長	田　代　浩　一
教　育　長	野　崎　　智	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	中津川　文　子
政策推進課長 兼定住少子化担当室長	鍵和田　龍　太	総　務　課　長	山　岸　裕　子
安全防災担当室長	鍵和田　　栄	町　民　課　長 兼寄出張所長	堀　谷　恵　子
福　祉　課　長	宮　根　正　行	子育て健康課長	髙　橋　英　子
参事兼観光経済課長	遠　藤　洋　一	まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳　澤　一　郎
環境上下水道課長	渋　谷　昌　宏	教　育　課　長	椎　野　晃　一
生涯学習推進課長	遠　藤　雅　典	―――――	―――――

４．出席した議会事務局書記　２人

事　務　局　長	渋　谷　好　人	書　　記	石　井　友　子

５．議事日程

日程第 １　会議録署名議員の指名について

日程第 ２　会期の決定について

日程第 ３　町長の行政報告

日程第 ４　議案第26号　松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）

日程第 ５　議案第27号　松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）

日程第 ６　議案第34号　令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）

日程第 ７　報告第６号　専決処分の報告について（松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

６．議会の状況

議　　長　皆様、おはようございます。梅雨空が続いており、近づいている台風や今朝発生した地震の影響が心配される中ですが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る６月22日松田町告示第63号により令和８年第２回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。本臨時会は、クールビズを実施しております。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。　（９時00分）

本日の議事日程はお手元にお示しのとおりです。

議　　長　　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。11番　飯田一君、12番　寺嶋正君の両名にお願いいたします。

議　　長　　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日６月25日午前８時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長　　皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和８年第２回松田町議会臨時会の招集に当たり、６月25日午前８時30分より役場４階大会議室におきまして、委員６名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日６月25日の１日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第１「会議録署名議員の指名について」から日程第７「報告第６号専決処分の報告について」を行います。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）及び議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）は、４月臨時会で付託された松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会で審査され、６月19日に議長への委員会報告がされたので提案するものです。一括議題、個別審議とし、委員長報告の後に質疑等を行い、採決をお願いいたします。

日程第６「議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）」は、質疑等を行い即決でお願いいたします。

日程第７「報告第６号専決処分の報告について（松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」は、担当課長からの報告の後に質疑を行いますが、採決は行いません。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお願いいたします。

議　　長　議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、令和８年第２回松田町議会臨時会の会期は、本日６月25日の１日と決定いたしました。

議　　長　日程第３「町長の行政報告」に入ります。

町　　長　皆さんおはようございます。６月３日に台風６号が関東地方に最接近をした後に６月７日に関東地方が梅雨入りをいたしました。現在、台風７号、８号がこちらに近づいている状況のある中、今朝７時半頃に青森県で最大震度６強という地震が発生し、この松田町においては震度２という数字になりました。私も役場にいたので、その揺れを感じたところであったんですけれども、今現在のところは各課のほうから被害状況の報告はないですけれども、今後台風の体制、また地震のその後の続報とかありましたらしっかりと対応してまいりたいというふうに考えていますのでよろしくお願いいたします。

さて、去る６月22日に令和８年第２回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては大変、公私にわたりお忙しい中に、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことをまずもって御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

令和８年第２回定例会議会以降の事業・行事などにつきましては、９月定例会にてまとめて御報告をさせていただきますので御了解のほどよろしくお願いいたします。

本日臨時会での案件でございますが、議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）につきましては、築28年を経過する松田町健康福祉センターにおいて、地下水を汲み上げて建物の中の３階部分の浴槽など、またトイレとか、そういったところに送り出す井戸水を伝える管が詰まりまして給水できない状況と今なっております。その配管の設備の修理等に要する費用について補正をさせていただくこととしております。今後も同様な改修工事が発生する

ことが予想されますので、改めて大規模改修の必要性を感じたところでもございます。

報告第６号専決処分の報告について（松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）につきましては、国が社会の経済情勢などに対応するため非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令を改正したことに伴い、専決処分により条例改正を行いましたのでこれを報告するものであります。

これらの案件につきましては議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので御審議の上、御決議賜るようお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。本日、よろしくお願いします。

議　　長　町長の行政報告を終わります。

議　　長　日程第４「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）」と、日程第５「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告）」は一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、議案第26号と議案第27号は一括議題とすることに決定いたしました。

本案について松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、井上栄一君。

上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員長　皆さん、おはようございます。それでは委員会報告をさせていただきます。

令和８年６月19日、松田町議会議長、南雲まさ子殿。

松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長、井上栄一。

松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告書。

本委員会は令和８年４月24日、５月18日、５月28日、６月４日及び６月19日

に委員６名全員出席のもと役場４階大会議室において特別委員会を開催し、令和８年第１回議会臨時会において付託された議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記

１.審査の結果

採決の結果、賛成多数で別紙のとおり可決すべきものと決定しました。

２.審査の内容

副町長、環境上下水道課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、（１）業務の効率化、経費削減に努め、施設の耐震化や更新については優先順位を設定し、計画的に取り組むこと。

（２）経営状況を定期的に検証し、住民にとって大幅な負担増とならないよう、適時適切な料金見直しと住民への情報共有を行うこと。

（３）企業債への過度な依存を避け、将来世代の負担に配慮した持続可能な経営に努めること。

（４）昨今の急激な物価高騰を踏まえ、住民が困窮しないよう救済措置を図ること。

（５）住民への十分な周知を図ること。

以上が議案第26号の委員会報告書です。

続きまして、議案第27号の委員会報告書を朗読させていただきます。

令和８年６月19日、議会議長、南雲まさ子殿。

松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長、井上栄一。

松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会報告書。

本委員会は令和８年４月24日、５月18日、５月28日、６月４日及び６月19日に委員６名全員出席のもと役場４階大会議室において特別委員会を開催し、令和８年第１回議会臨時会において付託された議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次の

とおり報告します。

記

１.審査の結果

採決の結果、賛成多数で別紙のとおり可決すべきものと決定しました。

２.審査の内容

副町長、環境上下水道課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、（１）業務の効率化、経費削減に努め、施設の耐震化や更新については優先順位を設定し、計画的に取り組むこと。

（２）経営状況を定期的に検証し、住民にとって大幅な負担増とならないよう、適時適切な料金見直しと住民への情報共有を行うこと。

（３）企業債への過度な依存を避け、将来世代の負担に配慮した持続可能な経営に努めること。

（４）昨今の急激な物価高騰を踏まえ、住民が困窮しないよう救済措置を図ること。

次のページです。（５）ボトルドウォーター事業の健全経営に努めること。また、同事業の収入が見込めない場合は、激変緩和策として、一般会計からの繰入金を検討すること。

（６）住民への十分な周知を図ること。

以上です。よろしくお願いいたします。

議　　長　松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

１２番　寺　　嶋　議案第27号の寄簡易水道の関係で、報告の「（５）ボトルドウォーター事業の健全経営に努めること。また、同事業の収入が見込めない場合は、激変緩和策として、一般会計からの繰入金を検討すること。」ということで載っていますが、委員会ではこのようなことを質疑されていると思いますが、町側の回答はどのようになったでしょうか。お伺いします。

上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員長　町側は議案に対する説明のみで、これについては、近隣の水道料金を改定した市町村としましては南足柄市があります。南足柄市は激変緩和策として22.8％の改定率を行って、一般会計から繰入金を充てることで改定率を22.8％に抑えているというふうな説明がありました。特に一般会計、５番につきましては「同事業の収入が見込めない場合は」ということですので、それに対してそういう仮定といいますか、将来のことに対しての町側から直接的な説明はありませんでした。以上です。

１２番　寺　　嶋　大体分かりました。

先のことは見込めないので、具体的な回答はなかったということで、終わります。

議　　長　ほかにございますか。よろしいですか。

８　番　田　　代　27号の報告書の附帯意見ですか、の（４）番、「昨今の急激な物価高騰を踏まえ、住民が困窮しないよう救済措置を図ること。」、これ26号にも記載されています。この救済措置というのは具体的に何を言っているのか、それが１点目です。

それと２点目が（５）の「ボトルドウォーター事業、同事業の収入が見込めない場合は、激変緩和策として、一般会計からの繰入金を検討すること。」と、要するに寄の水道料がある程度このボトルドウォーター事業の水を売って値段を上げないでいこうという方法に対して、それができない場合に一般会計からの繰入金を検討すると。

私の記憶ですと、企業会計になったら一般会計からの繰入金は原則できないというふうに理解しております。これはただし書きでどういった条項を使って激変緩和策として繰入金を検討するというふうに記載されたのか、この２点についてお願いいたします。

上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員長　まず、（４）番の救済措置を図ること、これは具体的な説明というものは町側には求めませんでした。ここで、こういった附帯項目としてはこの水道料金の値上げで松田町の場合には３５％の改定率となりますが、これを含めて、もしそういったことが原因で住民が生活に対して困窮する、それに対しては町

側の福祉施策等によって救済措置を図っていただきたいという要望をこの附帯項目の中で上げさせていただきました。

２点目のボトルドウォーター事業、御存じのとおり水道事業とか、そういった公営企業につきましては、独立採算制というものが原則になっています。ただ、国のほうの姿勢としましては、国も重点支援地方交付金制度などを活用するというふうな指針も出されています。また、前者の質問にもありましたように近隣の市町村では南足柄市がこの激変緩和策を採用して、改定率を22.8％に抑えていると、そういった事例を用いましてこの附帯項目の中では一般会計からの繰入金を激変緩和策として検討してほしいということの要望を上げています。

これは水道の運営、諮問をされています回答が50％という料金の改定率でありました。これを町側が議会のほうに上程する際には50％の改定率ではなく35％としたと。そこで50％から35％にしたものに対してどういうふうな内容でということであると、ボトルドウォーター事業による水道料金の売上収入を上げたことによって改定率を35％に抑えたというふうな町側からの説明がありました。そこはやはり町側の努力ということを、特別委員会としては認めましたが、ただこの事業はこれから始まる事業ということでありますので、委員会報告書の附帯項目の（５）番にありますように健全経営に努めてくださいと。また、そちらからの収入が見込めない場合には近隣の南足柄市でも採用している激変緩和策、または他の市町村等で行っております国の重点支援地方交付金制度を活用する等々して、一般会計からの繰入金を検討してほしいという要望を上げたところでございます。

８　番　田　　代　　５点目の関係、これについては今の説明で理解させていただきました。

４点目について、生活弱者に対する救済措置、これについて福祉政策で救済するという回答だったんですけれども、具体的には福祉サイドで、例えば水道料金の基本料、これ辺りを見るとか、そういった議論をされたのかどうか、具体的に福祉政策で救済というのはどういうことであったのか、よろしくお願いします。

上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員長　これもですね前者にお答えしたのと同じように、救済措置を図るというのは、これからの問題であります。この水道料金を35％に改定をした後に、困窮をするかどうか、そういった困窮した場合には救済措置を図ってほしいという要望ですので、特に町側、執行者側の説明は求めておりません。

８　番　田　　代　今の説明で理解いたしました。ありがとうございます。

議　　長　ほかにございますか。

（「なし」の声あり ）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

議　　長　異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

１１番　飯　　田　皆さんおはようございます。

私は、令和８年第１回議会臨時会において付託された議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対する委員会報告に反対の立場から討論を行います。

この両議案のポイントは、35％の水道料金値上げと施行期日が９月15日となっているところだと考えます。35％の値上げは水道事業の健全な運営を維持し、安全で安心な水道水の供給を確保するための水道料金改定であり、計画通りいけば、上水道事業は令和12年度には内部留保資金は約４億4,000万円となり、また、寄簡易水道もボトルドウォーターの生産により、令和12年度には1,500万円の売り上げ予測が見込まれるなど、私もこの値上げが必要と考えます。

しかし、今、スーパーへ買い物に行けば分かるように、行くたびに商品が値上がりしており、物価の上昇を実感していることと思います。今年の２月に米軍とイスラエル軍はイランへの攻撃を開始し、中東情勢が不安定になり、原油価格は急上昇し、それに伴う物価の上昇、総務省の発表によれば、５月における昨年同月比で菓子類8.1％、生鮮魚介類7.5％、肉類3.5％、飲料8.7％など、食品類が大きな値上がりをしています。日銀の国内企業物価指数速報では、４

月の時点で6.3%上昇しており、商品への転嫁は二、三か月かかるということですので、これからもいろいろなものの値上がりが予想されます。

電気ガス料金は、原油価格の高騰により、６月から大きく上昇します。政府も世界的な燃料価格の高騰や円安の影響、エネルギー価格の上昇から家計や事業者の負担を和らげることを目的とした激変緩和措置で、電気ガス料金を７・８・９月を対象に補助を決定しました。水道料金についても物価高騰対策として減免措置を施している市町村もあり、今、国民の一番の要望は物価対策です。その中で、公共料金である水道料金の値上げは、町民の生活を圧迫します。

なぜ今、値上げなのか、今ここで値上げをしなければいけない必然性はないと思います。施行時期の延期により、少しでも町民の負担を減らすべきと考えます。

ホルムズ海峡が開放されても、しばらくは混乱し、以前の状態に戻るのには８か月から９か月かかると言われています。私は年内は現行料金として周知期間を十分に取り、新料金の施行期日は、2027年４月１日に延期すべきと考えます。

町民の代表である一議員の立場から、町民の暮らしを守るため、以上の理由から反対とさせていただきます。

議　　長　ほかにございますか。

１　番　北　　村　おはようございます。議長の許可をいただきましたので、賛成討論を述べさせていただきます。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論いたします。

水道は町民生活を支える最も重要なライフラインの一つでございます。安全で安心な水を安定して供給するためには、施設の維持管理、老朽化への対応、災害への備え、そして安定した経営基盤が必要です。松田町の水道料金は、平成６年４月の改定以来約30年にわたり、業務の効率化や経費削減に努めながら

据え置かれてきました。

しかし、給水人口の減少、節水機器の普及による料金収入の減少、物価高騰による動力費の増加などにより、近年の経営状況は厳しさを増しています。

令和６年度には、上水道事業においても赤字経営となり、令和７年度も赤字が見込まれております。このまま赤字を放置すれば、いずれ一般財源からの補填が必要となり、子育て、福祉、教育、防災、道路維持など、現在の住民サービスに影響が及ぶ恐れがございます。その意味で、今回の料金改定は、水道事業だけでなく、町全体の財政と住民サービスを守るための判断でございます。

一方で、町民の皆様に新たな負担をお願いすることは決して軽い判断ではございません。松田町での平均的な２人世帯での水道料金は１か月で1,100円から約1,489円となり、約389円の増額となります。１人当たりだと１か月195円の増額です。急激な物価高騰が続く中で、家計や事業活動への影響があることは十分理解しております。

その上で評価したい点は、松田町水道事業運営審議会からは50％の改定率が示されていたものの、町はそれをそのまま料金に転嫁するのではなく、ボトルドウォーター事業による水販売事業収益を見込み、改定率を35％まで抑えた点でございます。ボトルドウォーター事業は、水道使用料として最大で年間1,500万円、設備利用事業者負担金として年間1,463万9,000円が見込まれており、新たな収益確保に取り組みます。住民負担を少しでも抑えようと知恵を出し、実行した点は十分に評価できるものと考えます。

ただし、この事業も見込みである以上、実際にどれだけ水道会計に貢献するのか検証していく必要があります。料金改定をすれば終わりではなく、ここからの経営努力と検証こそが重要です。

私は、町に対し、経営状況を定期的に検証し、住民にとって突然の大幅な負担増とならないよう、適時適切な料金見直しと情報共有を行うことを強く求めます。また、企業債への過度な依存を避け、将来世代の負担に配慮した持続可能な経営に努めること、さらに物価高騰を踏まえ住民が困窮しないよう必要な救済措置を検討することを求めます。

町民の皆様に負担をお願いする以上、町には丁寧な説明責任がございます。そして、議会にも水道事業の経営状況、ボトルドウォーター事業の効果、料金の妥当性、負担軽減策の実施状況を継続して確認していく責任があります。

本条例改正は、町民の皆様にとって決して小さな負担ではありません。しかし、安全で安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し、他の住民サービスへの影響を避けるためにも、現時点で必要な改正であると判断いたします。

以上の理由から、附帯意見の趣旨を十分に踏まえた上で、町が責任ある水道事業経営を進めることを求め、本議案の賛成討論といたします。ありがとうございます。

議　　長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり ）

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。

それでは議案ごとに採決を行います。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議　　長　日程第６「議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）。

令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによ

る。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月25日提出　松田町長　本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長　それでは議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）について御説明いたします。今回の補正につきましては、健康福祉センターの井水管を更新するため、歳出予算を補正するものでございます。

それでは８ページ、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、説明欄、社会福祉業務に要する経費でございます。こちらにつきましては、健康福祉センター内にございます入浴施設である健楽の湯の稼働復旧のため、機械室内に設置されている井水管と呼ばれる配管設備の更新工事に71万5,000円を計上するものでございます。

その下、款・項・目ともに予備費につきましては、以上のことを踏まえまして71万5,000円を減額し、補正後の額、2,988万6,000円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第２号）について御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第34号令和８年度松田町一般会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第７「報告第６号専決処分の報告について（松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当室長の報告を求めます。

安全防災担当室長　それでは報告第６号専決処分の報告について御説明させていただきます。

本報告につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第１条第４号の規定により、松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを御報告するものでございます。

２ページ目を御覧ください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。令和８年５月27日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、同政令を引用している本条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分事項に関する条例第１条第４号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本議会臨時会にて報告するものでございます。

４ページ目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。第18条中31万5,000円を33万円に改めるものでございます。

恐れ入ります。３ページ目にお戻りいただきまして条例本文を御覧ください。附則でございます。

（施行期日）につきましては、公布の日から施行するものでございます。

（経過措置）につきましては、改正後の葬祭補償額については適用日、令和８年４月１日以後に支給事由が生じたものから適用することとしており、適用

日以前のものにつきましては従前の例によるものとしております。

（補償の内払）につきましては適用日以後に改正前の葬祭補償が支払われた場合は、その支給額を改正後の補償額の一部として取り扱うことを明確にしており、差額分を追加して支給できるよう明確にしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　担当室長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。　（９時41分）